

京都市告示第126号

土壤汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によつて汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和3年5月18日

京都市長 門川大作

1 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市左京区吉田橋町1番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ひ  
砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物

(3) 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第6の1の項の中欄に定める「地下水の水質の測定」

2 土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市左京区吉田橋町1番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)

京都市告示第555号

土壤汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、令和3年5月18日付け京都市告示第126号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、同法第6条第4項及び第11条第2項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

令和7年12月17日

京都市長 松井孝治

1 土壤汚染対策法第6条第4項の規定に基づき指定を解除する区域

(1) 土地の所在地

京都市左京区吉田橋町1番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

(3) 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

2 土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づき指定を解除する区域

(1) 土地の所在地

京都市左京区吉田橋町1番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物

(3) 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)

# 汚染状況を明らかにした図面 (砒素及びその化合物)

5° 29' 41"



A

B

C

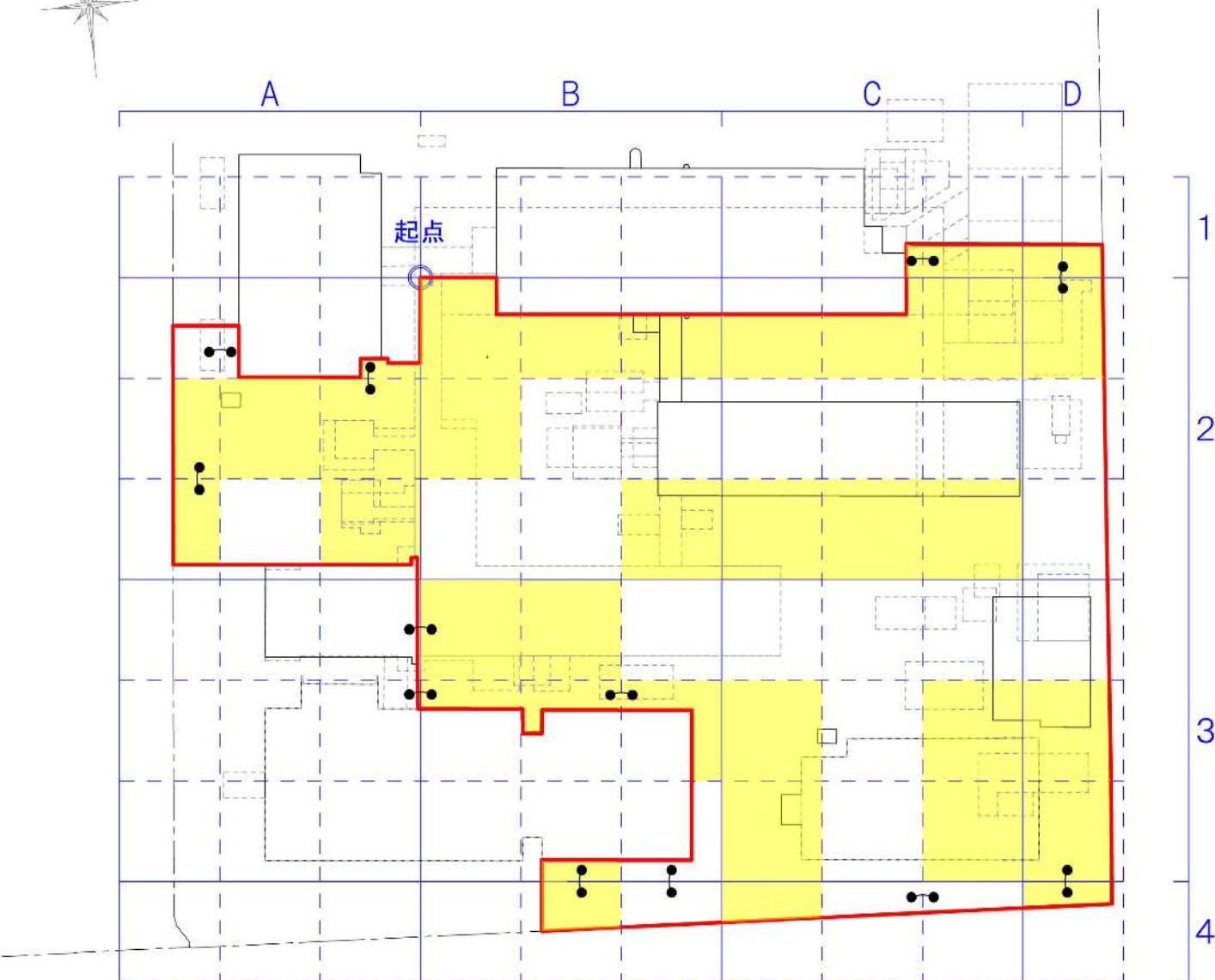
D

1

2

3

4



単位区画凡例

1	2	3
4	5	6
7	8	9

30m

●・● 単位区画の統合

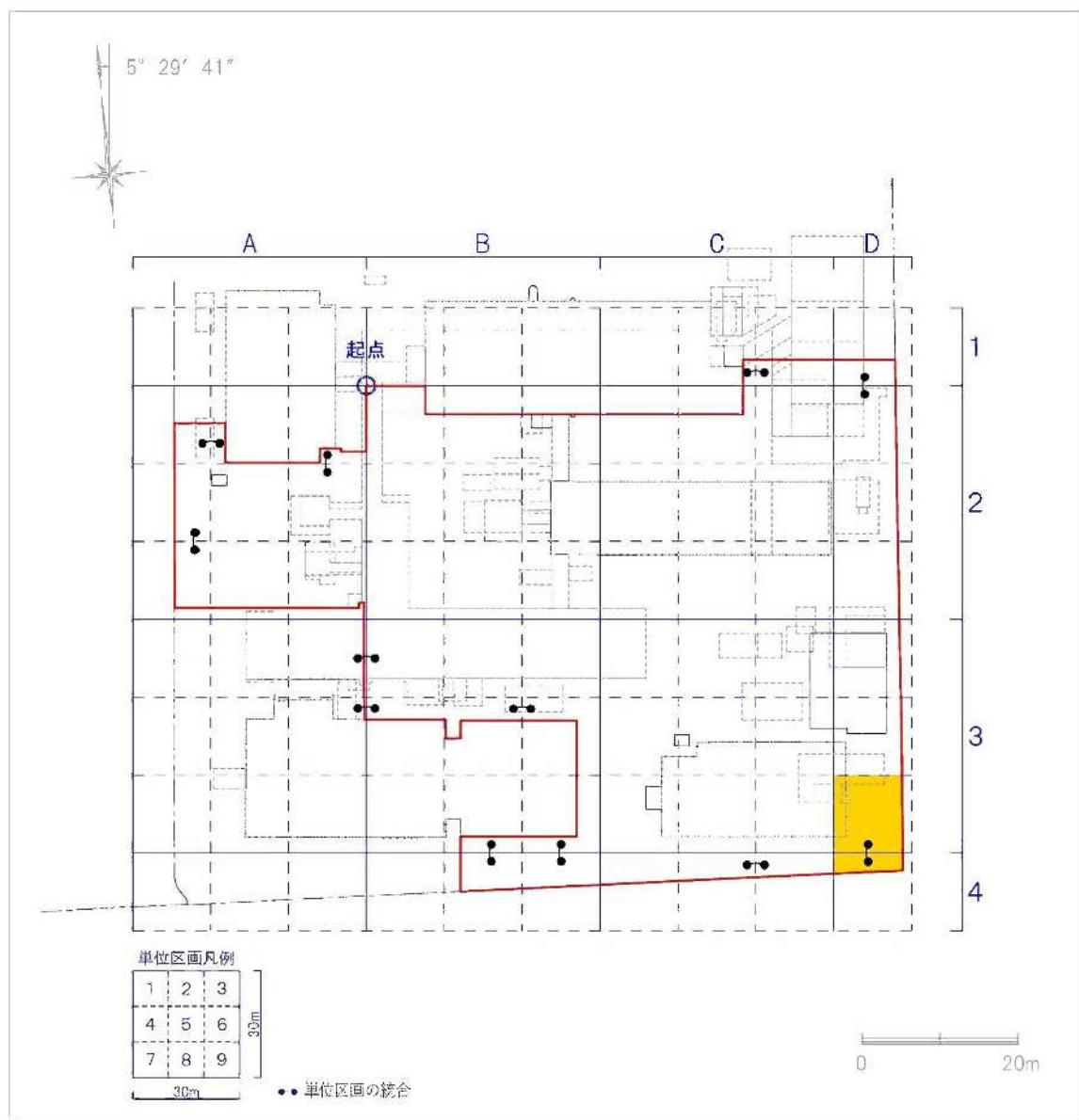
0 20m

凡 例

■ 調査対象地

■ 要措置区域

汚染状況を明らかにした図面  
(ふつ素及びその化合物)



凡 例

- 調査対象地
- 要措置区域